

第1四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社マネーパートナーズグループ

(E03747)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
① 【株式の総数】	7
② 【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	7
① 【ストックオプション制度の内容】	7
② 【その他の新株予約権等の状況】	7
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	11
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	11
(5) 【大株主の状況】	11
(6) 【議決権の状況】	12
① 【発行済株式】	12
② 【自己株式等】	12
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
(1) 【四半期連結貸借対照表】	14
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	16
【四半期連結損益計算書】	16
【第1四半期連結累計期間】	16
【四半期連結包括利益計算書】	17
【第1四半期連結累計期間】	17
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	18
【注記事項】	20
【セグメント情報】	22
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月6日
【四半期会計期間】	第16期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	株式会社マネーパートナーズグループ
【英訳名】	MONEY PARTNERS GROUP CO. , LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 泰全
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	(03) 4540-3900 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	(03) 4540-3804
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中西 典彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第1四半期 連結累計期間	第16期 第1四半期 連結累計期間	第15期
会計期間	自2018年4月1日 至2018年6月30日	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
営業収益 (百万円)	1,534	1,305	6,230
経常利益 (百万円)	277	60	1,181
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	188	38	772
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	189	28	767
純資産額 (百万円)	13,026	13,429	13,495
総資産額 (百万円)	84,695	89,419	86,402
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	5.93	1.20	24.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	5.92	—	24.28
自己資本比率 (%)	15.4	15.0	15.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,989	508	4,136
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△126	227	△100
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,482	769	△1,755
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	10,583	12,987	11,482

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式は、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表において自己株式として計上しており、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 第16期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は次のとおりであります。

仮想通貨交換業への本格参入のため、コインエージ投資株式会社及び同社の子会社で仮想通貨交換業登録準備を進めているコインエージ株式会社を連結子会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、緩やかな回復基調を維持したものの一部に弱さが見られる推移となりました。企業部門においては、輸出はアジア・EUを中心に減少し、生産も弱含んでいます。一方、家計部門においては、雇用情勢の改善が継続し、個人消費も持ち直しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

外国為替市場において、米ドル/円相場は、1ドル=110円台後半で取引が始まり、良好な米国経済指標の結果や米中通商問題進展への期待を背景に値を上げ、4月24日に当期の高値となる112円台前半をつけた後、110円後半から112円台前半の非常に狭いレンジで推移しました。その後、商いが薄くなることから相場の急変動が警戒された日本の10連休を無事に経過した後、5月5日にトランプ米大統領が中国への関税引き上げの意向を発信するとドル売円買の流れとなりました。その後も、米中貿易問題を巡り思惑が交錯する展開となりましたが、31日には米政権のメキシコに追加関税を課す旨の発表や中国が大規模な報復措置を示唆するとドルは一段と値を下げ、109円台を割り込みました。6月に入ると米国政策金利引き下げに対する思惑や米国通商問題に対する懸念の後退への期待感等が交錯し狭いレンジで相場が推移した後、19日に開催されたFOMC（米国連邦公開市場委員会）での声明文において今後の利下げが示唆されると再びドル売円買が進展し、25日には当期の安値となる106円台後半をつけ、107円台後半で期末を迎えました。また、米ドル/円以外の主要な取扱い通貨である欧州・オセアニア通貨については、期首より概ね円に対して弱い動きでの推移となりました。また、各通貨全体としての変動率は、米ドル/円やユーロ/円、ユーロ/米ドル等流動性の高い通貨ペアを中心に極めて低い水準となりました。

このような状況の中、当社グループは、主力サービスである外国為替証拠金取引について、取引高に応じたキャッシュバック等のキャンペーンに積極的に取り組むとともに、様々なテーマから外国為替投資に役立つ情報を提供する各種Webセミナーの開催や通貨毎に外国為替相場に関する情報を整理・集約する特設ページを設置する等、顧客取引の拡大を図りました。また、資金移動業においては、複数の外貨に対応し世界中のマスターカード加盟店で利用可能なプリペイドカードである「Manepa Card」（マネパカード）について、自動的にカードへの残高のチャージや両替を行う機能の追加等を実施し、利便性の向上によるカード利用促進を図りました。更に、暗号資産（仮想通貨）の分野においては、仮想通貨交換業への本格参入のため、前期決定した子会社新設による方法に代えて、仮想通貨交換業の登録準備を進めていたコイネージ株式会社の子会社化を特別目的会社の株式取得を通じて7月1日付で行う旨を6月14日に決定し、ビジネスインに向けての準備を進めました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の外国為替取引高は2,243億通貨単位（前年同四半期比27.6%減）となりました。また、当第1四半期連結会計期間末の顧客口座数は333,795口座（前年同四半期末比15,097口座増）、顧客預り証拠金は64,426百万円（同2.2%増）、有価証券による預り資産額は6,811百万円（同14.9%減）となりました。

また、当第1四半期連結累計期間の営業収益は、外国為替証拠金取引において前年同四半期に比べ取引高当たり収益性が向上したものの、外国為替取引高が大きく減少したことから1,305百万円（前年同四半期比14.9%減）となりました。利益については、外国為替取引高の減少に伴う変動費の減少をはじめ総じて販売費・一般管理費が減少したものの、営業収益の減少により、営業利益は75百万円（同72.4%減）、経常利益は60百万円（同78.4%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は38百万円（同79.7%減）となりました。

② 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して3,016百万円増加し、89,419百万円となりました。これは流動資産が3,112百万円増加、固定資産が95百万円減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較して3,082百万円増加し、75,989百万円となりました。これは流動負債が2,078百万円、固定負債が1,003百万円増加したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して65百万円減少し、13,429百万円となりました。

(流動資産)

当第1四半期連結会計期間末における主な流動資産の内訳は、預託金49,207百万円、現金・預金16,237百万円、トレーディング商品(資産)15,087百万円及び短期差入保証金4,073百万円であります。前連結会計年度末と比較して、顧客を相手方とする未決済の外国為替証拠金取引に係る評価益の増加等に伴うトレーディング商品(資産)の増加2,638百万円、現金・預金の増加1,504百万円等があった一方、外国為替証拠金取引の証拠金として預託された財産の減少等に伴う顧客区分管理信託を中心とする預託金の減少1,292百万円等により3,112百万円増加しております。

(固定資産)

当第1四半期連結会計期間末における主な固定資産の内訳は、リース資産(無形固定資産)808百万円、リース資産(有形固定資産)499百万円、ソフトウェア仮勘定404百万円、投資有価証券280百万円、ソフトウェア266百万円、繰延税金資産183百万円、長期前払費用140百万円、長期差入保証金136百万円であります。前連結会計年度末と比較して、外国為替取引システム更新のための開発等によるソフトウェア仮勘定の計上等の増加要因があった一方、ソフトウェア等の減価償却により95百万円減少しております。

(流動負債)

当第1四半期連結会計期間末における主な流動負債の内訳は、受入保証金64,426百万円、預り金3,914百万円、未払費用3,067百万円及び短期借入金1,000百万円であります。前連結会計年度末と比較して、外国為替取引の証拠金として預託された受入保証金の増加1,868百万円、未払費用の増加500百万円等があった一方、未払法人税等の減少240百万円により2,078百万円増加しております。

(固定負債)

当第1四半期連結会計期間末における主な固定負債の内訳は、転換社債型新株予約権付社債1,000百万円及びリース債務947百万円であります。前連結会計年度末と比較して、転換社債型新株予約権付社債の発行による増加等があった一方、リース債務の返済による減少があり、1,003百万円増加しております。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における主な純資産の内訳は、資本金2,022百万円、資本剰余金2,161百万円、利益剰余金10,123百万円及び自己株式△915百万円であります。前連結会計年度末と比較して、親会社株主に帰属する四半期純利益による利益剰余金の増加38百万円があった一方、剰余金の配当による利益剰余金の減少146百万円があったこと等により65百万円減少しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により508百万円増加、投資活動により227百万円増加、財務活動により769百万円増加いたしました。この結果、資金は前連結会計年度末に比べ1,504百万円の増加となり、当第1四半期連結会計期間末における資金の残高は12,987百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は508百万円（前年同四半期は2,989百万円の収入）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益の計上60百万円、減価償却費の計上86百万円等の資金増加要因があったことに加え、資金移動業関連の資産負債、外国為替取引関連の資産負債がそれぞれ差引280百万円、134百万円の資金増加要因となった一方、法人税等の支払額221百万円等の資金減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は227百万円（前年同四半期は126百万円の支出）となりました。これは、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入310百万円があった一方、資金移動業関連システムの機能追加や外国為替取引システム更新のための開発等による長期前払費用52百万円及び無形固定資産30百万円の取得による支出があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は769百万円（前年同四半期は1,482百万円の支出）となりました。これは、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入981百万円があった一方、配当金の支払額137百万円及びリース債務の返済による支出75百万円があったことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設等について、当第1四半期連結累計期間に重要な変更があったものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
株式会社マネーパートナーズ	本社 (東京都港区)	外国為替取引システムに係るソフトウェア及びハードウェアの更新	2,000	1,701	自己資金及びファイナンスリース	2016年 9月	2019年 10月

(注) 1. 上記金額には消費税等を含めておりません。

2. 完了予定年月を2019年9月から2019年10月に変更しております。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期連結累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

なお、経営成績に重要な影響を与える主要な要因である外国為替市場の変動率の当第1四半期連結累計期間における状況は、「(1) 財政状態及び経営成績の状況 ① 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,801,900	33,801,900	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	33,801,900	33,801,900	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2019年4月11日発行)	
決議年月日	2019年3月25日
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,457,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 407 (注) 2 資本組入額 204 (注) 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注) 2
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,000

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- ① 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
- ② 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、407円とする。なお、転換価額は本②乃至⑦に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

③ 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 時価（本⑤(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものとして本(iii)を適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至

(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \frac{\text{調整前転換価額により 当該期間内に交付された 普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本④(ii)に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ii) (a) 「特別配当」とは、2024年4月9日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。
- (b) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- ⑤ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本③(iv)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- (iii) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本③又は本⑥に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑥ 本③及び④の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- ⑦ 本②乃至⑥により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使期間

- (1) 本新株予約権の新株予約権者は、2019年4月11日から2024年4月9日（本新株予約権付社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその2銀行営業日前を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- ・ 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- ・ 振替機関が必要であると認めた日
- ・ 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

- (2) 当社が2019年3月25日付で割当先との間で締結した引受契約において、新株予約権の行使について、2019年4月11日から2019年10月10日までの期間は、新株予約権を行使しないことを合意している。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の組織再編行為による繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、(1)乃至(10)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の発行要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)2.(2)②乃至⑦と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとし、(注)3.(1)に準ずる制限に服する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合
本(注)5.に準じて決定する。
- (10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	—	33,801,900	—	2,022	—	2,098

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしておりま

す。

① 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,202,300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 32,587,400	325,874	—
単元未満株式	普通株式 12,200	—	—
発行済株式総数	33,801,900	—	—
総株主の議決権	—	325,874	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄には、役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式784,300株（議決権の数7,843個）を含んでおります。

2. 「単元未満株式」欄には、役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式2株を含んでおります。

② 【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
株式会社マネーパート ナーズグループ	東京都港区六本木 三丁目2番1号	1,202,300	—	1,202,300	3.56
計	—	1,202,300	—	1,202,300	3.56

(注) 自己株式には、役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式784,302株を含んでおりま

せん。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	14,732	16,237
預託金	50,499	49,207
顧客分別金信託	460	460
顧客区分管理信託	46,181	45,181
その他の預託金	3,857	3,565
トレーディング商品	12,448	15,087
デリバティブ取引	12,448	15,087
約定見返勘定	184	792
短期差入保証金	4,142	4,073
外国為替差入証拠金	4,142	4,073
前払金	5	0
前払費用	157	135
未収入金	105	92
未収収益	726	701
外国為替取引未収収益	708	688
その他の未収収益	18	12
その他の流動資産	377	161
貸倒引当金	△3	△1
流動資産計	83,376	86,488
固定資産		
有形固定資産	734	699
建物	120	116
器具備品	81	82
リース資産	532	499
無形固定資産	1,490	1,479
ソフトウェア	291	266
ソフトウェア仮勘定	380	404
商標権	0	0
リース資産	818	808
投資その他の資産	800	751
投資有価証券	286	280
長期差入保証金	139	136
長期前払費用	159	140
繰延税金資産	207	183
その他	8	9
固定資産計	3,025	2,930
資産合計	86,402	89,419

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	802	751
デリバティブ取引	802	751
約定見返勘定	33	5
預り金	3,867	3,914
顧客からの預り金	386	422
その他の預り金	3,481	3,492
受入保証金	62,557	64,426
外国為替受入証拠金	62,557	64,426
短期借入金	※1 1,000	※1 1,000
リース債務	299	300
未払金	338	304
未払費用	2,567	3,067
外国為替取引未払費用	2,381	2,885
その他の未払費用	185	182
未払法人税等	254	14
賞与引当金	39	34
その他の流動負債	54	75
流動負債計	71,815	73,893
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	—	1,000
リース債務	1,022	947
役員株式給付引当金	60	61
その他の固定負債	7	85
固定負債計	1,090	2,094
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	0	0
特別法上の準備金計	0	0
負債合計	72,906	75,989
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,022	2,022
資本剰余金	2,161	2,161
利益剰余金	10,232	10,123
自己株式	△915	△915
株主資本合計	13,500	13,392
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△8	△13
その他の包括利益累計額合計	△8	△13
新株予約権	3	3
非支配株主持分	—	47
純資産合計	13,495	13,429
負債・純資産合計	86,402	89,419

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
営業収益		
受入手数料	24	25
委託手数料	1	0
外国為替取引手数料	0	0
その他の受入手数料	22	23
トレーディング損益	1,403	1,161
外国為替取引損益	1,403	1,161
金融収益	18	24
その他の売上高	88	94
営業収益計	1,534	1,305
金融費用	45	50
売上原価	73	76
純営業収益	1,416	1,178
販売費・一般管理費		
取引関係費	368	349
人件費	※1238	※1227
不動産関係費	162	166
事務費	238	228
減価償却費	86	86
租税公課	22	20
貸倒引当金繰入額	0	—
その他	24	23
販売費・一般管理費計	1,141	1,103
営業利益	274	75
営業外収益		
受取配当金	1	1
未払配当金除斥益	0	1
その他	1	2
営業外収益計	2	4
営業外費用		
社債発行費	—	18
その他	0	2
営業外費用計	0	20
経常利益	277	60
税金等調整前四半期純利益	277	60
法人税、住民税及び事業税	78	1
法人税等調整額	10	25
法人税等合計	88	27
四半期純利益	188	32
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	—	△5
親会社株主に帰属する四半期純利益	188	38

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益	188	32
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	△4
その他の包括利益合計	0	△4
四半期包括利益	189	28
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	189	33
非支配株主に係る四半期包括利益	—	△5

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	277	60
減価償却費	86	86
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0	△2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△29	△5
役員株式給付引当金の増減額 (△は減少)	5	1
受取利息及び受取配当金	△19	△26
支払利息	45	50
社債利息	—	2
株式交付費	0	—
社債発行費	—	18
預託金の増減額 (△は増加)	△577	1,292
トレーディング商品 (資産) の増減額 (△は増加)	1,027	△2,638
約定見返勘定 (資産) の増減額 (△は増加)	△708	△608
短期差入保証金の増減額 (△は増加)	1,151	68
前払金の増減額 (△は増加)	7	4
前払費用の増減額 (△は増加)	10	11
未収入金の増減額 (△は増加)	△3	12
未収収益の増減額 (△は増加)	△93	25
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	216	248
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	20	22
トレーディング商品 (負債) の増減額 (△は減少)	315	△50
約定見返勘定 (負債) の増減額 (△は減少)	△66	△28
預り金の増減額 (△は減少)	72	41
受入保証金の増減額 (△は減少)	1,292	1,868
未払金の増減額 (△は減少)	△1	△20
未払費用の増減額 (△は減少)	228	494
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△18	△122
その他	△11	△69
小計	3,230	737
利息及び配当金の受取額	19	26
利息の支払額	△28	△33
法人税等の支払額	△231	△221
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,989	508

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6	—
無形固定資産の取得による支出	△120	△30
投資事業組合からの分配による収入	5	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	310
長期前払費用の取得による支出	△3	△52
投資活動によるキャッシュ・フロー	△126	227
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,286	—
リース債務の返済による支出	△30	△75
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	—	981
株式の発行による収入	2	—
配当金の支払額	△167	△137
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,482	769
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,381	1,504
現金及び現金同等物の期首残高	9,202	11,482
現金及び現金同等物の四半期末残高	※110,583	※112,987

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、新たに設立したコインージ投資株式会社及び同社の子会社であるコインージ株式会社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

役員向け業績連動型株式報酬制度

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。以下、同じ。）及び子会社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。以下、同じ。）を対象（当社と子会社を併せて「対象会社」、当社の取締役及び子会社の取締役を併せて「対象取締役」という。）に、業績及び役位に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度であります。本制度は、2017年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度を対象としており、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額及び役位に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行います。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度398百万円、784,302株、当第1四半期連結会計期間398百万円、784,302株であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 コミットメントライン契約等

連結子会社である株式会社マネーパートナーズは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結するほか、取引銀行等と当座貸越契約及び極度借入契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
コミットメントライン契約等による 借入極度額の総額	5,500百万円	5,500百万円
借入実行残高	1,000	1,000
差引額	4,500	4,500

(四半期連結損益計算書関係)

※1 人件費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
賞与引当金繰入額	8百万円	2百万円
役員株式給付引当金繰入額	5	1

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
現金・預金勘定	13,833百万円	16,237百万円
担保提供預金	△3,250	△3,250
現金及び現金同等物	10,583	12,987

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自2018年4月1日 至2018年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月17日 定時株主総会	普通株式	179	5.50	2018年3月31日	2018年6月18日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、この配当の基準日である2018年3月31日現在で役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式(自己株式)796,824株に対する配当金4百万円を含んでおります。

当第1四半期連結累計期間(自2019年4月1日 至2019年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月16日 定時株主総会	普通株式	146	4.50	2019年3月31日	2019年6月17日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、この配当の基準日である2019年3月31日現在で役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式(自己株式)784,302株に対する配当金3百万円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、インターネットを介して個人顧客もしくは金融商品取引業者等に対して外国為替証拠金取引をはじめとする投資・金融サービスを提供する「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券は、企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前連結会計年度 (2019年3月31日)

通貨関連

取引の種類	契約額等 (百万円)		時価等 (百万円)		評価損益 (百万円)
		うち1年超	時価ベースの想定元本 (注2)	評価額	
外国為替証拠金取引					
売建	194,077	—	183,990	10,086	10,086
買建	182,474	—	183,990	1,516	1,516
合計	—	—	—	11,602	11,602

- (注) 1. 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。
 2. 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じた金額であります。
 3. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)

通貨関連

取引の種類	契約額等 (百万円)		時価等 (百万円)		評価損益 (百万円)
		うち1年超	時価ベースの想定元本 (注2)	評価額	
外国為替証拠金取引					
売建	223,768	—	210,250	13,518	13,518
買建	209,468	—	210,199	731	731
合計	—	—	—	14,249	14,249

- (注) 1. 時価の算定方法 第1四半期連結会計期間末の直物為替相場により算定しております。
 2. 時価ベースの想定元本は、外貨建の契約額に第1四半期連結会計期間末の直物為替相場を乗じた金額であります。
 3. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	5.93円	1.20円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	188	38
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	188	38
普通株式の期中平均株式数 (株)	31,798,862	31,815,298
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	5.92円	—円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	55,005	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	2019年4月11日に発行した 第1回無担保転換社債型新株 予約権付社債 2,457,000株 (注) 3

- (注) 1. 役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式は、四半期連結財務諸表において自己株式として計上しており、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該株式の期中平均株式数は前第1四半期連結累計期間796,759株、当第1四半期連結累計期間784,302株であります。
2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容は、「第3提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ②その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和元年8月6日

株式会社マネーパートナーズグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平木 達也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野根 俊和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。